

蓄熱電力量協定基準

【蓄熱電力量の協定】

当社の蓄熱調整契約（選択供給条件）の蓄熱電力量は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量をいい、使用用途に応じ、1月につき次のとおりといたします。

なお、その1月の使用電力量等から蓄熱電力量が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱電力量を適正なものに変更していただきます。

1 給湯

次により算定された値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

$$\text{蓄熱電力量} = \frac{(\text{沸上温度}-\text{給水温度})(\text{°C}) \times \text{沸上量(L)} \times 4.19(\text{kJ/L}\cdot\text{°C}) \times \text{使用日数(日/年)}}{\frac{\text{給湯器加熱能力(kW)}}{\text{給湯器消費電力(kW)}} \times 3,600(\text{kJ/kWh}) \times \text{使用月数}}$$

なお、沸上量は、貯湯槽の総容量のうち夜間時間の蓄熱運転により沸き上げる容量をいい、お客さまと当社との協議によって定めます。

2 給湯以外

蓄熱式負荷設備の仕様および使用実態等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

【日割計算等】

料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

【実施期日】

この蓄熱電力量協定基準は、令和4年9月1日から実施いたします。